

新規申請するとき ・ 更新申請するとき	
様式1 指定給水装置工事事業者指定申請書	法人の場合 → 社印・代表者登録印、押印不要 添付書類①定款 ②法人登記簿謄本または法人登記事項証明書(いずれも交付日から3カ月以内のもの)(コピー不可) ③他市町の指定を受けている場合はその事業者証の写し ④営業していることが確認できる、事業所の外観・看板・事業所内の写真
	個人の場合 → 代表者印、押印不要 添付書類①住民票の写し(交付日から3カ月以内のもの)(コピー不可) ②他市町の指定を受けている場合はその事業者証の写し ③営業していることが確認できる、事業所の外観・看板・事業所内の写真
別表 機械器具調査書	次の機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ
	管の切断・加工・接合・水圧テスト毎に区別して記入すること
	機材器具等の写真を貼付すること(デジカメ印刷可)
様式2 誓約書	水道法第25条の3の規定に定めるとおり、次のいずれにも該当しない者であること。 (近江八幡市指定給水装置工事事業者規程第5条第3号より抜粋) ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として水道法第25条の3第1項第3号イに規定する厚生労働省令で定める者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 エ 水道法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者 オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの
様式3 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	給水装置工事主任技術者免状の写しを添付すること
確認事項調査票	更新申請するときに提出すること
指定給水装置工事事業者証(返納)	更新申請するときに返納すること(指定有効期限内のもの)
指定手数料	新規申請 10,000円 更新申請 8,000円

届け出内容に変更があったとき	
○事業所の名称及び所在地に変更があったとき ○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき ○法人にあっては、役員の氏名に変更があったとき ○主任技術者の氏名及び主任技術者が交付を受けた免状の交付番号が変更となったとき ※水道法施行規則第34条第2項の規定により、変更のあった日から30日以内に届け出ること。	
様式10 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	法人の場合 → 社印・代表者登録印、押印不要 添付書類①定款 ②法人登記簿謄本または法人登記事項証明書(いずれも交付日から3カ月以内のもの)(コピー不可) ③その他管理者が必要とする書類 (事務所の住所変更時は地図・外観・看板・室内の写真等)
	個人の場合 → 代表者印、押印不要 添付書類①住民票の写し(交付日から3カ月以内のもの)(コピー不可) ②その他管理者が必要とする書類 (事務所の住所変更時は地図・外観・看板・室内の写真等)
様式2 誓約書	代表者、また法人にあっては役員の氏名に変更があったとき提出すること
○給水装置工事主任技術者の選任・解任など変更があったとき	
様式3 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	給水装置工事主任技術者免状の写しを添付すること(選任の場合のみ。解任の場合は不要)
○事業の廃止・休止または事業の再開をしようとするとき	
様式11 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	事業を廃止・休止の日から30日以内に届け出ること 事業を再開する日から10日以内に届け出ること 事業を廃止(休止)する場合は、かならず事業者証を返却(提出)すること

※ 「個人」の場合における「氏名」の変更は「個人事業者本人の氏名」の変更です。法人・個人を問わず事業者の承継(個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立など)はできません。「廃止」と「新規」それぞれの手続きが必要になります。

※ 「有限」から「株式」への組織変更の場合には同一法人とみなします。